

## 岡口基一裁判官の弾劾裁判につき慎重審理を求める会長声明

本年6月16日、裁判官訴追委員会は、岡口基一裁判官に対する訴追請求を決定し、同日、裁判官弾劾裁判所に対して訴追状を提出した。訴追状によれば、訴追の対象となる行為は、岡口裁判官が、インターネット上での書き込み及び取材や記者会見での発言などの機会において、不適切な表現行為を行ったというものである。

憲法は、裁判官の独立（憲法76条3項）を実効性あるものとするために、裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない（憲法78条）と定めて裁判官の身分を保障しており、また、弾劾裁判による罷免ができるのは、職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき（裁判官弾劾法2条1号）、その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき（同法2条2号）に限るとされている。

弾劾裁判所が訴追された裁判官を罷免する裁判をした場合には、当該裁判官は裁判官としての職を失うとともに（同法37条）、他の法曹資格も失うことになるのであり（弁護士法7条2号、検察庁法20条2号）、事実上、法曹としての活動を閉ざされることになる。このように、罷免の裁判は裁判官にとって極めて重大な不利益処分となる。しかるに、職務外の行為を理由に罷免する場合の要件は、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったときとされているところ、この要件は必ずしも明確とはいえず、いかなる行為が弾劾事由になるのか否か必ずしもその判断や予測は容易ではない。そして、罷免の裁判に対する不服申立制度は存在しないため、仮に誤った罷免の裁判がなされたとしてもこれを是正する手段がない。

今回の訴追対象となった岡口裁判官の表現行為のうちの一部には、その表現に触れた関係者への配慮を欠いたと言わざるを得ないものも含まれている。

しかしながら、今回の岡口裁判官の表現行為は、いずれも職務外の行為であるから、同裁判官を罷免するには、訴追状の訴追事由として掲げられた各表現行為が「裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき」に当たらなければならない。そして、先に述べた裁判官の身分保障の趣旨や罷免の効果の重大性に鑑みると、裁判官弾劾法上の要件については厳格に解釈されなければならない。事実、過去の弾劾裁判所に訴追された事件は9件あったが、罷免判決が宣告された7件は、収賄や公務員職権濫用、児童買春、ストーカー行為、盗撮等の犯罪行為に該当す

る事案であり、いずれも重大な犯罪行為及び違法行為又はそれに匹敵する著しい不正行為に及んだものばかりであった。

これに対し今回の岡口裁判官の表現行為は、不適切の誹りを免れないものであっても、罷免事由、すなわち、裁判官の身分を失うのみならず法曹資格をも失わせるに値するほどの「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」に当たるとするには行為と結果の均衡の観点から慎重な審理を要するものである。

仮に弾劾裁判所によって、行為と結果の均衡を失するような罷免判決が宣告された場合、これまでの裁判官弾劾制度の厳格性が後退して裁判官の身分保障が不安定なものになるおそれがあり、裁判官の独立に与える影響が軽視できない。

当会は、弾劾裁判所に対し、本件訴追について慎重な審理を尽くしたうえ、適切な裁判をなすよう求める次第である。

2021年（令和3年）11月26日

宮崎県弁護士会

会長 谷口 渉

